

名山小学校いじめ防止基本方針

令和6年3月改訂版

1 名山小学校のいじめ防止に関する基本方針

現在、本校では重大ないじめ事案は発生していないが、アンケート結果や教育相談から子どもは様々な不安や問題を抱えて学校生活を送っていることが分かる。そのいじめ問題の未然防止を学校全体、また保護者・地域と連携して重点として取り組むため、また、子ども・保護者の「明るく楽しい学校」作りを望む声を具現化するために以下の基本方針を策定する。

- いじめは、全ての学校で全ての子どもにも起こりうることを踏まえ、全ての子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、未然防止に努めます。
- いじめは決して許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるように周知します。
- いじめは生命・身体に深刻な影響を及ぼすことを理解し、市・学校・地域・家庭その他関係機関と連携し、いじめ問題の克服を目指します。

2 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 設置の趣旨

いじめを未然に防止し、いじめの兆候を早期に発見し、その事案に対処し組織として学校全体で総合的ないじめ防止対策を推進する。

(2) 役割

- いじめ防止基本方針の策定
- いじめの早期発見
- 教職員の資質向上のための研修の推進
- 取組状況の把握と検証
- いじめの未然防止
- いじめ問題への対応
- 年間計画の企画、実施
- いじめ防止基本方針の見直し

(3) 組織構成員

校長、教頭、教務主任、保健主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談係、特別支援教育コーディネーター、（必要に応じて担任教諭）
学校評議員（地域）、
PTA理事（保護者）、
SSW（関係機関）

(4) 開催期日

6月、11月、2月（学校評議委員会開催日にあわせて実施）

(5) 連携期間および連絡先

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971
鹿児島県警察本部（少年サポートセンター）	232-7869
鹿児島中央警察署	222-0110
湾岸交番	222-0038
県総合教育センター教育相談課	294-2788
県中央児童相談所	264-3003
鹿児島市子ども福祉課	286-2763
学校評議員	別紙資料による

3 年間スケジュール

月	生活目標	計画及び評価	実態調査	学級経営・道徳・学活等	教育相談	職員研修等
4	決まり正しい生活をしよう	全体計画の共通理解 生活のきまりの確認		学級目標の設定 学級のルール作り 人間関係づくり	教育相談 学級PTA	
5	集合をきびんにしよう	ニコニコ月間への 取り組み 4校PTA	いじめに関するアンケート	いじめ問題に関する授業の実施		心の教育委員会（全体会）
6	落ち着いた生活に心がけよう		市調査に関するアンケートの実施と分析集約			心の教育委員会（全体会）
7	1学期のしめくくりをしよう			1学期のまとめと振り返り	学級PTA	
8	元気に楽しい夏休みを過ごそう	出校日の生活指導 合同補導・PTA補導の実施				事例検討研修会（講師依頼） 市研修会への参加
9	進んであいさつをしよう	いじめ問題を考える週間の取り組み		構成的グループエンカウンター等の活用による学級作り いじめ問題に関する授業の実施	学級PTA	心の教育委員会（委員会のみ）
10	整理整頓に心がけよう	いじめに関する授業の集約	いじめに関するアンケート	読書月間における読み聞かせ活動等		心の教育委員会（全体会）
11	廊下歩行に気をつけよう		アンケートの実施と分析集約	校内人権旬間における授業の実施		心の教育委員会（全体会）
12	2学期のしめくくりをしよう				学級PTA	
1	時間にびんかんな子どもになろう		いじめに関するアンケート	学級作り人間関係作り 授業参観における全学級での道徳の授業の実施		心の教育委員会（委員会のみ）
2	後始末をしっかりとしよう	生活のきまりの検討				心の教育委員会（全体会）
3	1年間のしめくくりをしよう	年間の取組の反省と見直し 次年度の取組の策定 基本方針の学校HPでの公表		1年のまとめと次年度への希望 自分自身の成長への気付き	学級PTA	

4 いじめ防止対策・対応

(1) 未然防止のために

いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

【具体策】(いつ、だれが)

(日常的に、担任による)

学級経営の充実

- 受容的、共感的態度による、一人ひとりのよさが発揮され互いを認め合う学級作り
- 学級のルールや規範を定め、粘り強い指導の継続
- 欠席、遅刻、早退等の状況把握
- 学級経営の定期的な反省と改善

(年間を通じて計画的に、全職員による)

道徳教育の充実

- いじめ防止にかかわる題材の指導計画への位置づけ
- 人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに人権意識の高揚
- 自尊心、自己有用感の育成

(日常的に、児童主体の活動で)

学級活動の充実

- 話し合い活動を通しいじめにつながるような学級の諸問題の解決
- 構成的グループエンカウンター等の活用による仲間作り、社会性の育成
- ソーシャルスキルトレーニング等による人間関係のトラブルや問題に直面した時の対処の仕方の学習
- 児童主体による取組の推進(標語等)

(総合的な学習の時間等に、担当職員が)

情報モラル教育の充実

- パソコンや携帯電話等によるいじめ問題に気付かせる指導
- 有害情報があることを知り、適切な行動ができるようにする指導の充実
- 情報ネットワークを利用する際のルールやマナーに関する指導

(年間を通して計画的に、全職員で)

職員研修の充実

- いじめ防止基本方針の周知徹底と共通理解
- 「ニコニコ月間」「いじめ問題を考える週間」等の周知徹底と取組の集約
- 心の教育委員会等を活用した児童理解の機会の設定
- 事例検討会等による職員の意識の向上

(PTA等を活用して)

保護者への啓発

- いじめ防止基本方針の周知(学校HPへの掲載)
- 学校だより、学級通信を活用した児童の様子などの情報提供
- 保護者間のコミュニケーションが図れるPTA活動の推進
- PTA活動に担任が積極的に参加することによる情報収集

(2) 早期発見のために

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい形で行われることを認識する。また、些細な兆候であってもいじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することができるようにしていく。

学校生活アンケートの実施と活用

- 年2回のいじめに関するアンケートの実施による実態把握とそれを基にした聞き取りによる指導の充実
- 無記名式・記名式等実施方法の工夫
- 「学校たのしいーと」の活用による子どもの状況の把握

日々の観察並びに生活ノートを活用

- 休み時間や昼休みなどの子どもの実態の把握並びに子どもと共に過ごす機会を積極的に設ける工夫
- 生活ノートを活用し、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密にすることで信頼関係の構築
- 生活ノートの内容で気になる内容についての迅速な対応

教育相談の充実

- 日常生活の中での職員の声かけ等、日頃から気軽に相談できる環境作り
- アンケート実施後に全ての子どもと話をする機会を設けて、子どもの実態把握
- 全ての保護者を対象にした教育相談を実施並びに保護者と担任が連携した子ども理解の充実

情報の収集・共有

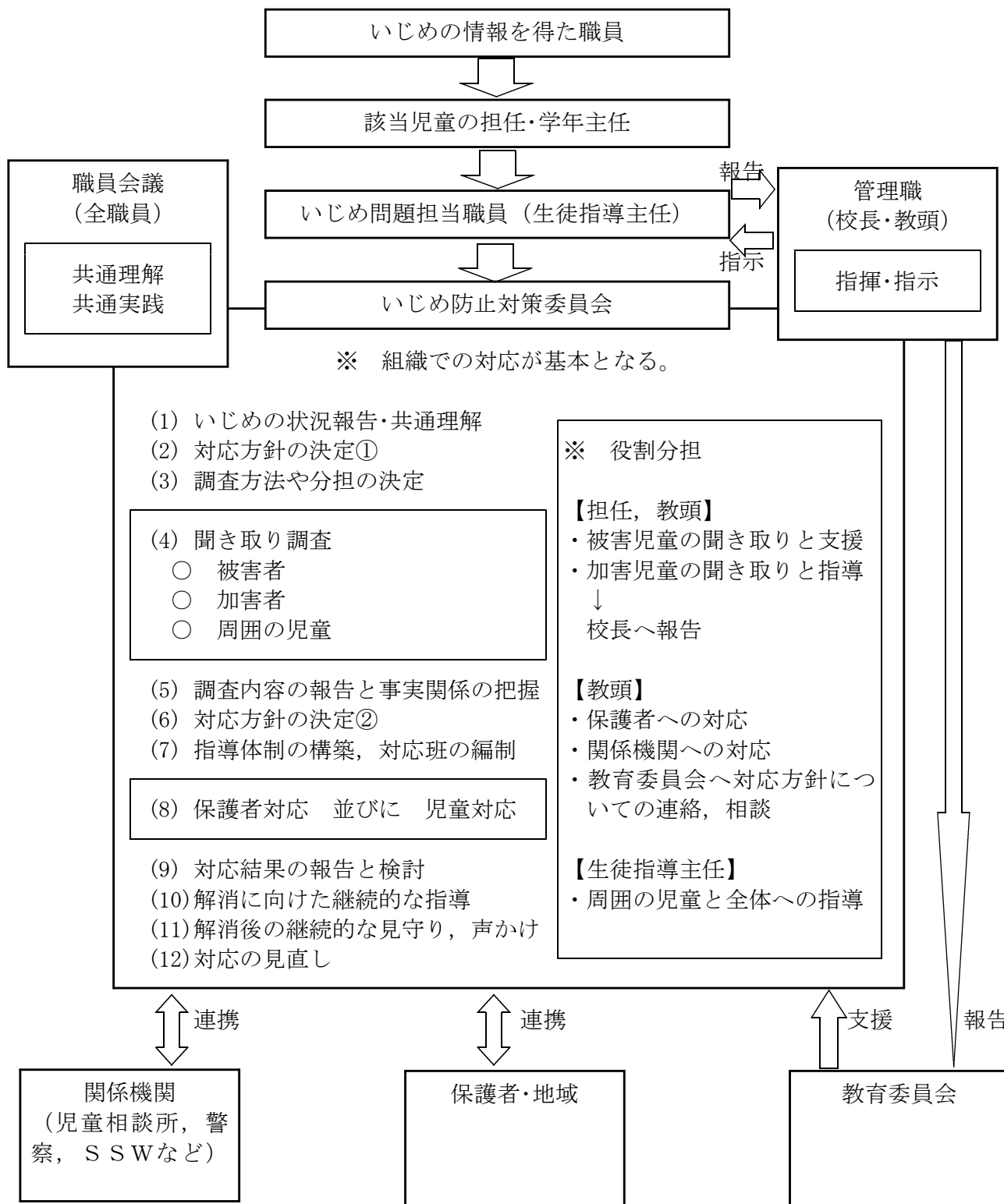
- 全職員による、朝や休み時間の校内巡視
- 情報を共有し、共通理解する場の設定（心の教育委員会、職朝等）
- 学校の取組の発信および情報の収集（学校だより、PTA等の活用）

(3) 早期発見チェックリスト

- 遅刻、欠席が増える。
- 時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 表情がさえず、うつむき加減
- 健康観察の際、声が小さい。
- 頭痛、腹痛などを頻繁に訴える。
- 授業中、正しい答えを冷やかされる。
- 筆圧が弱くなる。
- 休み時間はトイレなどに閉じこもったり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 物が壊れたり、事件が起きたりすると、その子のせいにされる。
- 椅子や机が壊されたり、持ち物や机に落書きされたりする。
- 授業のはじめに、机の上の教科書などが散乱している。
- 特定の子の靴が隠されたりする。
- 正しい意見なのに、野次がとんだり、その意見がなぜか支持されたりしない。
- 用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周りをウロウロしたりする。
- その子を誉めると、冷やかしの声があがったり、クラスの子がしらけたりする。
- 用事を頼むと、特定の子の名前がふざけ半分が出てくる。
- 今までのグループから外れて、ひとりで過ごすことが多くなり、沈みがちになる。
- 「ばいきん」「コロナ」等と人の嫌がるあだ名をつけて呼ばれる。
- 急いで一人で帰宅する。
- 日記、作文、絵画などに気になる表現や描写が現れる。
- 教材費等の提出が遅れる。
- 飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。

(4) 早期対応マニュアル

いじめが疑われる状況を「アンケート」「教育相談」「生活ノート」「観察」「子どもや保護者からの訴え」などから把握した場合は、以下の対応マニュアルにしたがって、的確で迅速な初期対応を行う。



(5) 早期対応の具体策

いじめられている子には

- 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。【傾聴の姿勢】
- 安心：具体的支援内容を示す。
【教師は絶対的な味方】
- 自信：良い点を認め励まし、自信を与える。
- 回復：人間関係の確立を目指す。
【交友関係の醸成】
- 成長：自己理解を深め、改善点を克服する。【自立の支援】

※ 心理的ケアを十分に行う。

いじめている子には

- 確認：事実関係、背景、理由などを確認する。
- 傾聴：不満、不安等の訴えを十分に聞く。【受容的態度】
- 内省：いじめられる子のつらさに気付かせる。いじめは絶対にいけないことを指導する。
- 処遇：課題解決のための援助を行う。
- 回復：役割体験等を通じて所属感を高める。【成長への信頼】

※ 心理的ケアを十分に行う。

いじめられている子の保護者には

- いじめの事実を正確に伝える。
- 学校はいじめられている子を守るという姿勢を示す。
- 信頼関係を構築する。
不用意な発言をしない。
 - ・ 人権感覚に欠ける発言
 - ・ 児童の理解不足
 - ・ 被害者保護優先を無視した発言
 - ・ 自己防衛的な発言
 - ・ 共感に欠ける発言など
- 家庭との連絡を密にとる。
 - ・ 被害者の保護、加害者の指導、人間関係の改善、加害者保護者への協力依頼等

いじめている子の保護者には

- 事実だけをきちんと伝える。
- 保護者の心情を理解する。
 - ・ 怒り、情けなさ、自責の念、不安
- 具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目指して協力してもらう。

いじめが起きている学級には

- 具体的事実に基づいて話し合う。
(当事者の了解・配慮)
- いじめられた子に共感させ、いじめた子も学級集団に情緒的に取り込むようにする。
- 傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- 友情を基盤とする学級作りを行う。
- 意図的、継続的に学級に働きかけ、指導を継続していく。

※ いじめは許さないという明確な態度

関係機関との連携

- 校内対策委員会を中心に、市教育委員会の指導のもと、諸関係機関と緊密な連携を図る。
- 学校、家庭、関係機関との連携を日頃から図っておき、いじめ問題への対応及び緊急体制について全職員で確認しておく。

5 重大事態への対処

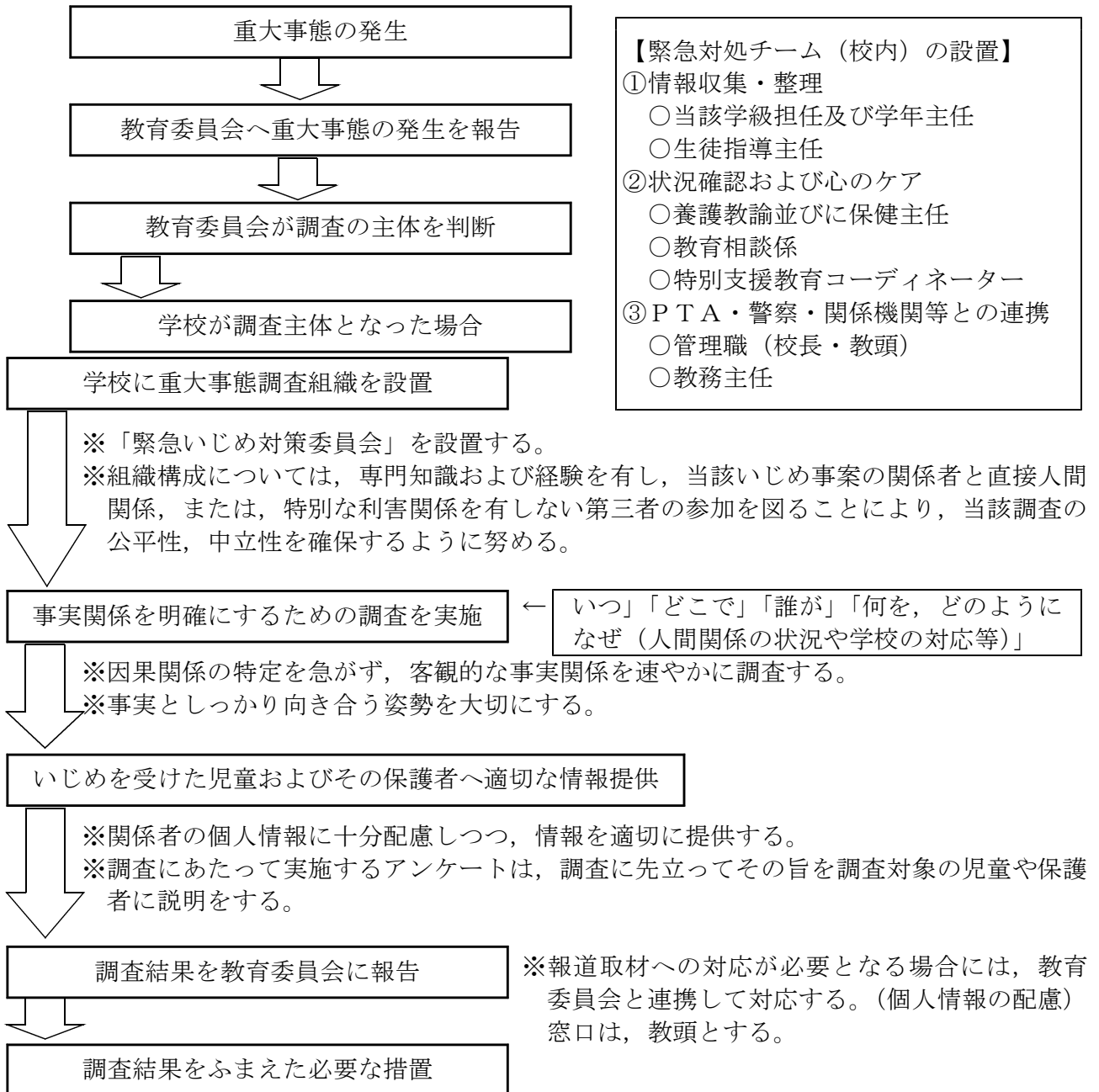
(1) 重大事態の意味

重大事態を次のように捉え（法第28条第1項第1号による）、いじめを受けた児童が相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされた場合に重大事態への対処を早急に執り行うものとする。

重大事態とは、生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合のことと捉える。
具体的には、

- 児童が自殺を企画した場合
- 心身に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神症の疾患を発症した場合

(2) 重大事態への対処マニュアル



※調査結果をふまえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

※加害・被害双方の児童・保護者へのケア、見守りの実施（臨床心理相談員やスクールカウンセラーの依頼）